

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	確認規程の変更の認定
概 要	認定を受けた確認規程の内容に変更が生じた場合は、変更した確認規程について市長の認定を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 6 条第 2 項
審査基準	<p>確認規程の概要については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理の形態が記載されていること（例：生体からの処理か食鳥とたいからの処理か） ・食鳥処理の羽数（年間30万羽以下であること） ・食鳥処理衛生管理者の氏名 ・生体、食鳥とたいの確認の方法 ・食鳥処理施設内での食鳥処理衛生管理者の配置 ・確認の記録責任者及び記録の保存責任者氏名 <p>などが記載されていることが必須です。</p> <p>法及び規則で定められている確認の方法等については、参考資料「食鳥-2」を参照してください。</p>
標準処理期間	1 5 日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	確認規程変更認定申請書（正・副）、確認規程、認定書及び手数料を認定を受ける大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	確認規程変更認定申請手数料：2,300円
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004447.html
備 考	